

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から39年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付した記憶があり、「二十歳になったので、納付することになった。」と言われたことを記憶しています。納付したと確信していますので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、約20年の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和40年1月27日、資格取得は、二十歳到達時の38年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できることから、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は過年度保険料として納付可能であった。

さらに、申立人は、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を41年2月18日に現年度納付した後、社会保険事務所（当時）から誤送付された過年度納付書により、41年7月30日に二重に納付した記録（当該期間の保険料は、その後還付^{あいまい}されている。）が確認できることを踏まえると、申立期間の保険料についても、申立人は集金人に納付したと主張するものの、その記憶は曖昧であることから、送付された過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月から同年6月まではA株式会社B事業所に、同年7月から同年8月までは同社C事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、空白期間があるのはおかしいので申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された社員原簿及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の資格喪失日を誤って昭和37年6月20日として届け出たと考えられる。」と回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月24日から同年2月1日まで

私は、平成6年4月25日に株式会社Bに入社し、勤務していたが、労務担当者から、9年1月24日から系列会社のA社に異動させる旨の説明があった。

社会保険事務所（当時）の回答によると、A社での資格取得日が平成9年2月1日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、その間も継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B及びA社の労務管理を担当する取締役は、「当時の資料は保管していないが、申立人のA社での平成9年2月の給与から同年1月の厚生年金保険料を控除していたはずであり、異動に伴う資格取得届の内容を誤って提出したと考えられる。」と回答していることから判断すると、申立人は申立てに係る系列会社に継続して勤務し（平成9年1月24日に株式会社BからA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って平成9年2月1日

として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 30 年 8 月 18 日に船員保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 25 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 8 月及び同年 9 月を 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月を 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 18 日から同年 12 月 25 日まで
私は、申立期間において、A 株式会社所有の B 船と C 船に乗船していた。
私が所持する船員手帳にも、B 船と C 船に乗船していた旨の記載があるので、申立期間について、船員保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社 D 支社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で、かつ、生年月日が 6 か月と 11 日相違する、B 船に甲板員として乗船していた者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和 30 年 8 月 18 日、資格喪失日が同年 12 月 25 日）が確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳から、申立人は、昭和 30 年 9 月 13 日から同年 10 月 15 日までの期間については、A 株式会社所有の B 船に、同年 10 月 15 日から同年 12 月 25 日までの期間については、同社所有の C 船に乗船していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、B 船に乗船していた同僚は、「私は昭和 30 年 8 月から B 船に乗船したが、申立人も乗船していたと記憶している。また、B 船は老朽船だったので、漁期の途中で C 船に乗り替えた。」、「B 船及び C 船の船員数は 17、18 人ぐらいだったが、申立人以外に申立人と同じ姓の者は

いなかった。」と証言しているところ、この者が所持する船員手帳から、30年8月17日から同年10月15日までの期間については、A株式会社所有のB船に、30年10月15日から同年12月25日までの期間については、同社所有のC船に乗船していたことが確認できる。

なお、前述のC船に乗船していた旨の記載がある船員手帳を所持する同僚及び申立期間当時C船の船長であった者について、被保険者名簿では、C船に乗船した期間もB船に乗船した期間として記録されており、当時事業主から乗り替えの事実を即した届出が行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和30年8月18日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び同年12月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、昭和30年8月及び同年9月については8,000円、同年10月及び同年11月については1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和51年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月22日から同年9月21日まで

私は、昭和46年に株式会社Aに入社し、平成11年に退職するまで継続して勤務していた。

昭和51年8月21日付けで、株式会社A本社C営業所から同社B支店D営業所に転勤したが、同社B支店での厚生年金保険の資格取得日が同年9月21日となっており、申立期間の加入記録が無いため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事異動通知書、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（同社本社C営業所から同社B支店D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事異動通知書によれば、昭和51年8月21日付けの人事異動が同年8月22日に通知されていることから、実際の異動日は同年8月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店における昭和51年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているものの、申立人の株

株式会社AのB支店における資格取得日について、昭和 51 年 8 月 22 日と届け出るべきところを誤って同年 9 月 21 日として届け出たものと考えられると回答していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年1月まで

私は、納付書に基づいて、A銀行、B銀行又は郵便局のいずれかで申立期間の国民年金保険料を納付した。国民年金については未納等が無いように気を付けていたので、保険料の未納は無いはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年9月末に会社を退職した後、C市町村役場窓口で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書によりすぐに金融機関で保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、社会保険事務所（当時）では、申立人が会社を退職した時点から2年2か月経過した平成6年12月6日付けで、過年度納付書を発行していることが確認でき、申立期間の保険料をすぐに納付したとする申立人の主張とは齟齬がみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した金融機関、納付回数及び納付金額に関する記憶がいずれも曖昧である上、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の元妻も申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

昭和 38 年の大晦日^{みそか}の夕食時に父から、「お前たち夫婦の国民年金保険料を昭和 36 年 4 月からこれまで納付してきたが、これからは自分たちで納付しなさい。」と言われた。年が明けて父が他界し、その法要の際、義兄より、「今までは税金、土地改良区費、お前たち夫婦の国民年金等をすべて義父が納付していたが、これからはお前がやらなければならない。」と言われたことを記憶している。

さらに、平成 22 年 1 月の夕方、同じ地区の元 A 市町村職員と会い、「あなたのお父さんの性格からして、あなたとお嫁さんの国民年金については加入手続し、保険料を納付していたと思う。」と言われた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人の妻も未納であり、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月以降（妻の国民年金被保険者名簿の備考欄には、42 年 1 月 20 日届出の記載がある。）に夫婦連番で払い出され、資格取得は二人とも 36 年 4 月 1 日に遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できることから、申立人の父親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される上、妻の被保険者名簿の備考欄に届出日として記載されている 42 年 1 月 20 日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人及びその妻に対して払い出された事実は確認できない上、申立人自身も、「父親から自分たち夫婦二人分の国民年金手帳を受け取った記憶は無い。」と述べ

ているなど、払い出されていたことをうかがわせる事情はみられない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 3 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、株式会社AのB部でパートとして勤務していた。退職後に失業保険の給付を半年受けていたので、勤務していたことは確認できるはずであり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、自身と一緒に株式会社AのB部でパートをしていたと記憶する同僚二人は、「当時、パートの人は大半が4時間勤務であり、申立人も4時間勤務だったと思う。ほとんどの人が厚生年金保険には加入していなかったと思う。」「私は、5時間ぐらいのパート勤務だったので、厚生年金保険には加入していなかった。当時、パート従業員は全員が同じ勤務時間だったと思う。」とそれぞれ証言しており、当該同僚二人も同社での厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

また、当時、株式会社Aの総務課に勤務していた社員は、「勤務時間が5時間ぐらいの短時間勤務のパート従業員は、厚生年金保険に加入させておらず、国民年金に加入するよう指導していた。」と証言しているところ、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、保険料もすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年ごろから 57 年ごろまで

私は、昭和 47 年ごろから 57 年ごろまで、A 株式会社勤めていた。仕事の内容は B 工場の作業員で、兄と一緒に作業に就いていた。給料から食事代や保険料が控除されていた記憶があり、厚生年金保険、健康保険にも加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 52 年 10 月までの期間、54 年 8 月から 55 年 9 月までの期間、57 年 4 月及び同年 7 月に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳の中で、昭和 48 年 8 月から 52 年 10 月までの期間については、賃金台帳に厚生年金保険料の控除欄があり、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる（なお、上記期間以外の賃金台帳については、厚生年金保険料の控除欄自体が無い。）。

また、申立人は、日雇労働者であったと述べているところ、A 株式会社では、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していたのは本社採用の正社員のみで、現場採用の日雇労働者や出稼ぎ労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」、「当社では、C 国民健康保険組合に加入しており、正社員は第一種組合員、日雇労働者及び出稼ぎ労働者は第二種組合員としていた。」と回答している。

さらに、申立人の兄及び申立人が同僚であったと記憶する 3 人についても、A 株式会社での厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの同僚二人は、「会社の厚生年金保険には加入していなかった。加入させると言われた記憶も無い。」と証言している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月16日から35年4月1日まで

私は、昭和31年4月にA事業所に設置されたB部に非常勤職員として採用され、32年5月から35年3月末日までB部C事業所に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和33年12月16日に資格を喪失しているため、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する昭和33年度及び34年度の非常勤職員共済組合掛金調書から、申立人は、申立期間においてB部C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記調書から、申立人は、昭和33年12月16日にD共済組合の組合員の資格を取得し、同年12月から35年3月までの期間に係る同共済組合の短期掛金及び長期掛金が給与から控除されていることが確認できる。

また、E共済組合では、「昭和34年のF法の改正により、33年12月16日にさかのぼって多数の非常勤職員を同共済組合へ加入させている。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する同僚3人のB部C事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、二人が申立人と同じ昭和33年12月16日であり、ほかの一人が同年4月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月ごろから平成 2 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 10 月ごろから平成 3 年 12 月末まで有限会社Aに勤務し、当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたが、厚生年金保険の資格取得日は、平成 2 年 6 月 1 日となっている。

申立期間には国民年金の加入記録があるが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが保管する労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社Aは、平成 2 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、有限会社Aでは、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 6 月 1 日より前は、保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人と同日付けで資格取得している複数の同僚は、「会社が厚生年金保険に加入する前から勤務していたが、加入する前は給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 15 日から 37 年 4 月 15 日まで
② 昭和 37 年 11 月 15 日から 38 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 15 日から 39 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 39 年 11 月 15 日から 40 年 4 月 15 日まで
⑤ 昭和 40 年 11 月 15 日から 41 年 4 月 15 日まで
⑥ 昭和 41 年 11 月 15 日から 42 年 4 月 15 日まで

私は、申立期間において、株式会社Aに下請けではなく直接雇用され勤務していたが、B工事を行う危険な職場だったので、労災保険、社会保険、失業保険にはすべて加入していた。

また、歯医者に通院し、会社からもらった保険証を使用していた記憶があり、確かに厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、時期は明確ではないが、株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「当時、当社では、現場係による直営施工体制をとり、作業員については、現場係が募集して、常用を前提としない雇用契約を作業所長と締結しており、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」、「当社では、C国民健康保険組合に加入していたので、健康保険については、厚生年金保険に加入させない作業員も含めて全員を加入させていた。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時、株式会社Aにおいて一緒に勤務していたと記憶する複数の同僚についても、厚生年金保険の加入記録は無く、このうちの一人は、「健康保険や失業保険には加入していたが、厚生年金保険には加

入しておらず、私は国民年金に加入していた。」と証言しているところ、その者は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から継続して国民年金に加入し、申立期間についても国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。